

日本国憲法の制定とその国際的意味

—それが指し示しているもの—

進藤 榮一
(筑波大学)

- ・「松本案は松本案であって内閣案ではない」
(幣原喜重郎、46.2.19、『芦田均日記』1巻)
- ・「松本先生は修正案を再修正するが時間的に不可能なりと申さるるが Prof Preuss は Weimar 憲法の起草を委属されて3週目の間に之を書き上げた。…不可能とは思われぬ。是非最善を尽くされむことを望む。」
(芦田均、46.2.22、『同上』)
- ・芦田委員長「ワイマール憲法が何故流産シタカト云フト、当時の『ドイツ』の国情に副ハナイモノガアッタカラ実効力ガナカッタノデス。ソコデ日本ノ憲法モ『ワイマール』憲法ノ如クナラシメタクナイト日夜思ツテ居ル…」
鈴木（義男）委員「…アノ憲法ハ其ノママ行ツテ居レバ『ドイツ』ハ救ワレタ。所謂民主戦線モ出来ズ、『ナチス』ニシテヤラレテシマッタ、詰リ全ク歪曲サレテシマッタノデ…」
芦田委員長「ダカラ、日本国民ガ実行シ得ル憲法ヲ作ッテ置カナケレバナラナイ」
(46.8.1、『帝国憲法改正案委員小委員会速記録』)

ねらい

日本国憲法（以下、現憲法と表記）の制定にかかわる歴史的経過と、その国際的意味を明らかにするために、三つのことを中心に口述したい。

- (1) 現憲法がどんな時代の流れの中に位置づけられるのか。そして何を体現しているのか。
- (2) 現憲法が、どんな歴史的条件によって用意され、どんなジグザグを辿って制定に至ったのか。
- (3) 現憲法は諸条項について、どう理解されるべきなのか。そして何を21世紀日本の現在に求めているのか。

第1については「三つのD」、第2については「土着化」と「国際化」という「二つの入力」、第3については、特に脱軍事化条項（第9条）と、社会経済的条項（第25条など）、主権条項（第1条など）に焦点を当てる。

I. 「三つのD」－時代の流れの中で－

数千万人の人命を失わしめた二つの世界大戦後、人々は脱19世紀的世界をつくり上げようとした。そのため三つの原則が引き出される。カイロ、テヘラン、ヤルタ、サンフランシスコ、ポツダムの国際会議をへてつくり上げられた、民主化（デモクラティゼーション）、脱軍事化（デミタリゼーション）、脱植民地主義化（デコロニゼーション）の「三つのD」である。それが、いわば脱近代化と21世紀世界の指針として、冷戦後の今日ますます鈍重な光芒を放っている。

1) ・民主化

君主主義／立憲君主体制でなく、国民主権／市民主義体制の実現強化。市民的諸活力（シビックキャパシティーズとテクノロジー）が国富をつくり上げる。

・脱軍事化

巨大な軍事力と「力の均衡」による軍事主義路線でなく、軍備のレベルを低くし、相互依存の強化による平和協調主義路線の「国のかたち」。

・脱植民地主義化

途上国を支配征服し、領土資源の獲得による国富の増大（衰退）の途でなく、領土を囲い込み、途上国ナリョナリズムとの共生と通商投資による国富増大（強化）の途。

2) 「三つのD」が、どんなふうに関憲法に体現されたのか。底流としての米国側の動き。

・米国・国務省／軍部内の対日占領政策の展開（1942－45）

二つの動き：古い自由主義流（守旧派）対新しい社会経済派（変革派）

・二つのPWC文書（戦後計画委員会）／1944年5月

PWC108「米国・対日戦後目標」文書

PWC152「ミリタリズムの排除とデモクラシーの強化」文書

・二つのシナリオ：対日無条件降伏下で「全日本軍隊の非武装」を進めながら、カイロ宣言に従って大日本帝国を解体させ、ミリタリズムを除去し、民主化過程を強化していく。

(a)脱軍事化のシナリオ／ミニマムな自衛力の保持を想定した上でシベリアン・コントロール

(b)民主化のシナリオ／議会の予算権、軍への文民統制、人権保障、司法の独立

イ。「労働組合、信用組合、消費者協同組合のような…」

ロ。「…地方自治体の諸機関を強化させる…」

(PWC153、May 1944)

(c)象徴天皇制の軌跡：守旧派と変革派

II. 制憲の本領—土着化と国際化

・「立法者」論の論理／外国の賢者／制憲の世界史

・PWC→SWNCC228 (46.1.7) →マッカーサー・ノート

・制憲過程を「密室の7日間」の狭いコップの中に閉じ込めてしまうことの陥穽

・時間の軸：戦時下から始まりポツダムをへて占領下

46年10月から始動／46年2月に結節し、それが46年4月の第22回総選挙をへて、5月16日、第90回帝国議会（実質上の憲法議会）へ。6月枢密院をへて、6月20日衆議院に改正案上程（「100日」審議開始）。6月28日帝国憲法改正案特別委員会（72名）構成。7月25日—8月21日衆議院憲法改正小委員会（14名/芦田委員長）。8月24日—10月6日貴族院で審議。10月7日衆議院本会議に上程可決。11月3日公布。1947年4月25日第23回総選挙（戦後2回目）。1947年5月3日施行。1949年見直し。

・土着化…民間憲法私案の蠢動

1946年10月29日 日本文化人連盟、11月5日憲法調査会（12月26日／「森戸草案」）、高野岩三郎草案、東大憲法研究会案、憲法研究会、日本自由党、進歩党、社会党の各案。

・国際化…極東委員会の設置／外からの入力

III. 制憲のかたち—21世紀世界につなげる

・憲法制定過程の流れを、閉ざされた時間と空間の中でなく、内と外の、国境を超えた動きの中でとらえ直したとき、改めて、それが「3つのD」の具現化である現実があらわになる。さらにそれら、いくつもの審議過程と国内外の動きとを通じて、憲法の解釈をめぐるアポリア（難問）への手がかりと、現行憲法の隠された新しい意味と課題とが表出してくる。以下「3つの修正」を軸に口述する。

1) 脱軍事化条項（第9条）をめぐる

芦田解釈の輻輳性と先見性／ケーディスと極東委員会

- 2) 社会経済条項（第 25 条など）をめぐって
森戸、鈴木（義）による修正案の重層性と先見性
- 3) 主権条項（第 1 条など）
志賀修正案など。
- 4) 戦後改革のうねりとの相互連動
農地改革、宗教改革、教育改革、労働改革、皇室改革、警察改革 etc
- 5) なぜ「官僚改革」が挫折したのか。／制憲過程との連動／「単独間接占領」の逆説

最後に「第 2 の敗戦」（江藤淳）から脱却できる途を、上述の制憲論の中から析出してみたいと思う。もし戦後憲法に結節した「三つの D」が、21 世紀世界をつくる「共生の原理」であるとするなら、私たちが行なわなければならないことは、憲法が指し示した途の完成をはかり、憲法の精神を充実強化していくことではあるまいか。「制度」をいじくる制度フェテティシズムが、冷戦後の「失われた 10 年」を引き出したものであるとするなら、あるいは、市民的諸活力とデモクラシーと脱軍事化への途が、21 世紀世界の「豊かさ」の根源にあるとするなら、改めて、憲法の失われた諸命題を政策化／法制化することの持つ緊要性が浮上してくるはずだ。